

○ふじみ野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成18年6月21日

条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

(1) 事務用機器その他の物品を借り入れる契約であって、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 庁舎等の維持管理その他の役務の提供を受ける契約であって、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要のあるもの

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。